

事務連絡
令和2年3月5日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いに伴う認定データの取扱いについて

令和2年2月18日に「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」を発出したところ、要介護認定及び要支援認定の有効期間について、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算したときの、要介護認定データの取扱いについて下記のとおりとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

記

1 更新申請があったとももの見なし、新たな認定データを作成する場合

- ・ 申請区分は「職権」としてください（「職権」とされない場合、通常の申請から判定までの処理がされたものと見なしてしまいます）。
- ・ 申請日及び二次判定日は処理日の日付としてください。
- ・ その他の日付は空欄で差し支えありません（※）。

（※）厚生労働省が配布する「認定ソフト2018」ではなく、介護事務システムにおいて要介護認定に係る事務を行っている場合、当該システムの仕様によっては、その他の日付も入力を求められる場合が考えられますが、その場合、適宜の日を入力して差し支えありません。

- ・ 新たに作成されたデータについては、受給者台帳の異動情報として各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に提出するとともに、要介護認定に係るデータとして「認定ソフト2018」により各都道府県の国民健康保険団体連合会に提出してください。

2 更新申請があったものと見なさず、受給者台帳の有効期間だけを修正する場合

- ・ 修正するときの処理区分は「職権」としてください（「職権」とされない場合、通常の申請から判定までの処理がされたものと見なしてしまいます）。
- ・ 受給者台帳の異動情報として国保連合会に提出してください。このデータは「認定ソフト2018」による提出は不要です。
- ・ この場合、以下の点に御留意ください。
 - ▶ 平成30年3月31日より前に判定されたデータについては、有効期間を24ヶ月より先に設定することはできません。
 - ▶ 平成30年4月1日以降に判定されたデータについては、有効期間を36ヶ月より先に設定することはできません。いずれの場合も、仮に介護事務システムで設定できたとしても、国保連合会に提出したときにエラーが発生するため、このようなデータについては1の方法で有効期間の合算処理をしてください。

3 その他

基本的には1の方法により処理をお願いします。ただし、2月18日以降で既に有効期間の合算処理を行った場合、改めて修正をいただく必要はありません。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係
担当者：佐々木、小林
TEL 03-5253-1111（内線 3945）
FAX 03-3595-4010
電子メール roukenkanintei@mhlw.go.jp

※認定ソフト2018の操作に係る照会は以下に
お願いします。

【介護保険総合支援センター連絡先】
FAX : 042-340-6066
E-mail : nintei@toshiba-sol.co.jp